

## 規制に係る事前評価書

法令の名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案
政策の名称	電子マニフェストの使用の一部義務化
担当部局・評価者	環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物・リサイクル制度企画室長 相澤寛史 電話番号: 03-6457-9097 E-mail: hairi-sanpai@env.go.jp
評価実施時期	平成29年3月2日
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	不適正処理事案発生時における都道府県や排出事業者による産業廃棄物の流れの速やかな把握及び原因究明に資する。また、排出事業者や産業廃棄物処理業者にとっても、情報管理の合理化につながる。
内容	特定の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を想定)を多量に生ずる事業者として環境省令で定めるものは、当該産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、現行の産業廃棄物管理票の交付に代えて、電子情報処理組織を使用して産業廃棄物に関する事項の登録をしなければならないものとする(いわゆる電子マニフェスト使用の義務付けを行う。)
関連条項	第12条の5
必要性	不適正処理事案発生時に、都道府県や排出事業者が産業廃棄物の動きを把握するとともに原因究明できることが必要であり、まずは、速やかな把握及び原因究明をする必要性が高いものについて、産業廃棄物の処理状況の速やかな把握及び原因究明に資する、電子マニフェストの使用を義務付ける必要がある。また、電子マニフェストの導入は排出事業者や産廃処理業者にとっても、情報管理の合理化が見込める。
費用	
遵守費用	・対象となる排出事業者は、電子マニフェストの使用が義務付けられる。もともと、特殊な端末を必要とするものではなく、通常事業者が保有しているパソコンやスマートフォン等を使用して登録を行うことができる。 ・登録経費がかかる一方で、事業者の産業廃棄物管理票交付・保存コストは不要となる。
行政費用	・現状どおり。
その他の費用	・特に想定されない。
便益	特別管理産業廃棄物を多量に排出する事業者から排出される特別管理産業廃棄物については、電子マニフェストにより、処理状況の把握が行われることとなる。これにより、不適正な処理が行われた場合に、都道府県による速やかな原因究明が可能になる。また、排出事業者も処理状況を即時に把握することが可能になり、廃棄物処理の透明性の向上が見込まれる。排出事業者や産業廃棄物処理業者にとっても、情報管理の合理化につながる。

想定される代替案		
代替案①	現行制度の維持	
	費用	
	遵守費用	・現状どおり。
	行政費用	・現状どおり。
	その他の費用	・現状どおり。
便益	・電子マニフェストを導入するためにはパソコンやスマートフォンを導入する必要があるが産業廃棄物管理票は初期費用がほとんどかからない。 ・事業者における追加的な負担は生じないこととなるが、不適正処理事案の発生時には、偽装の検証に関係者の産業廃棄物管理票同士の照合による把握及び原因究明が必要。また、廃棄物の流れを把握するためには、排出事業者、収集運搬業者、処分業者のそれぞれが保管している産業廃棄物管理票の確認が必要となる。 ・また、産業廃棄物管理票の保管が必要になる。	

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

費用:排出事業者は、電子マニフェストによる登録が義務付けられるが、特殊な端末を必要とするものではなく、通常事業者が保有しているパソコンやスマートフォン等を使用して登録を行うことができる。登録等の経費についても産業廃棄物管理票を使用した場合と大差はない。

便益:また、特別管理産業廃棄物を多量に排出する事業者から排出される特別管理産業廃棄物については、電子マニフェストにより、処理状況の把握が行われることとなる。これにより、不適正な処理が行われた場合に、情報処理センターへの照会により情報が入手できることから、都道府県による速やかな原因究明が可能になる。また、排出事業者も処理状況を即時に把握することが可能になり、廃棄物処理の透明性の向上が見込まれる。更に産業廃棄物管理票の保管が不要になるので排出事業者及び産業廃棄物処理業者の事務の効率化が図られる。

発生する費用負担と得られる便益を比較すると、導入にあたって必要となる費用は過剰なものではなく、不適正な処理が行われた場合に、速やかな原因究明が可能になること、また、排出事業者も処理状況を即時に把握することが可能になり、廃棄物処理の透明性の向上が見込まれること、さらに紙マニフェストの保管が不要になるので排出事業者及び処理業者の事務の効率化が図られることを踏まえると本規制措置は有効である。

有識者の見解その他の関連事項

「廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)」(平成29年2月中央環境審議会)においては、「より適切な管理が求められる一定規模以上の特別管理産業廃棄物を排出する事業者に対し、マニフェスト制度の運用状況に係る総点検も踏まえつつ、電子マニフェストの使用の義務化を検討するとともに、特別管理産業廃棄物の処理を受託する産業廃棄物処理業者に対し、電子マニフェストの使用の義務化を検討すべきである。」とされている。

レビューを行う時期又は条件

附則第5条の規定に基づき、法律の公布の日から起算して3年を超えない範囲において政令で定める施行日から起算して5年後を予定。

備 考